

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 郡山市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件
- 郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件
- 福島県知事選挙並びに郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号の規定に基づく郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 令和四年十月三十日
- 二 各選挙区において選挙すべき議員の数
 - 郡山市選挙区 一人
 - 双葉郡選挙区 一人

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
郡山市	郡山市緑ヶ丘西三丁目六番地の一	新妻 久雄	郡山市富田町東二丁目一四七番地	山口 和典
	南相馬市原町区小川町二〇五―一小川町管理職公舎	岸 孝志	郡山市芳賀二―二一―四	黒澤 涼一
双葉郡				

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
一	選挙長の事務を取り扱う場所

二 立候補の届出を受理する場所

郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県中地方振興局
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県相双地方振興局

選挙区	立候補の届出を受理する場所	
郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎四階四〇一会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 届出の種類

- 1 選挙事務所を設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所	
郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県中地方振興局
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県相双地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙に

における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
郡山市	郡山市豊田町三番一〇号	令和四年一〇月三〇日 午後九時三〇分
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	令和四年一〇月一日 午前一〇時

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	場所	日時
郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	令和四年一〇月二〇日 午後六時
双葉郡	南相馬市原町区錦町	同

二丁目三〇番地

議室

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

令和四年十月三十日執行の郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二十項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

令和四年十月三十日執行の福島県知事選挙並びにこれと同時に執行する郡山市選挙区及び双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和四年十月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県知事選挙
- 二 郡山市選挙区又は双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙